

徳島新聞

奨学生のしおり

(2023 年度生)

徳島新聞奨学金
キョーエイ奨学金
徳島ハート奨学金

公益財団法人 徳島新聞社会文化事業団

公益財団法人 キョーエイ社会福祉事業団

一 目 次

奨学金給与規程	2
実施要領	7
奨学生選考手続き	12
徳島ハート奨学金給与規程	14
徳島ハート奨学生実施要領	18
徳島ハート奨学生選考手続き	22

※キョーエイ奨学生は徳島新聞奨学生の全規程を準用します。

公益財団法人徳島新聞社会文化事業団
公益財団法人キョーエイ社会福祉事業団

奨学金給与規程

第一章 総 則

第1条（規程の目的）

この規程は、徳島県人子弟であつて、大学に在学し、学業・人物ともに優れ、品行方正な学生に学資を給与し、社会有用な人材を育成することを目的とする。

第2条（奨学生の資格）

イ．徳島新聞社会文化事業団やキョーエイ社会福祉事業団から学資の給与を受けようとする者は、次の各号に掲げる条件を備えたものでなければならない。

- (1) 徳島県内に住所を有する（県内市町村の住民登録5年以上を経過した）者の子弟であること。
- (2) 現に大学入学が決定した者であること。
- (3) 学業および人物が優秀であること。
- (4) 学資の給与が必要と認められる者であること。

ロ．両事業団から学資の給与を受ける者を奨学生といい、給与する学資を奨学金という。

第3条（選考の手順と事務手続き）

募集および選考は徳島新聞社会文化事業団が行い、決定した奨学生のうち3人をキョーエイ社会福祉事業団に推薦する。奨学生はどちらの奨学生になるかは選べない。決定後の事務はそれぞれの事業団で行う。

第二章 奨学生の決定および奨学金の給与

第4条（願書の提出）

奨学生志願者は次の書類を提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書

- (2) 現在または最近在学した学校長の推薦調書
- (3) 本人自筆の履歴書
- (4) 住民票謄本（住民票は保護者のもの）
- (5) 保護者の収入証明書類
- (6) その他本事業団が、とくに提出を求めたもの

第5条（奨学生の決定）

奨学生の決定は、各年度の事業計画に基づき、徳島新聞社会文化事業団理事および学識経験者若干人をもって構成する奨学生選考委員会の選考を経て、奨学生志願者の中から奨学生予定者を決定し、本人および前条の高等学校長に通知するものとする。

- 2 奨学生予定者となった者は、所定の期日までに大学に入学したことを証する書類を徳島新聞社会文化事業団もしくはキョーエイ社会福祉事業団あてに提出しなければならない。
- 3 徳島新聞社会文化事業団もしくはキョーエイ社会福祉事業団は、前項の書類の提出を受けて、当該奨学生予定者を奨学生として正式に決定するものとし、これを本人に通知するものとする。

第6条（誓約書の提出）

奨学生として決定された者は、前条の通知を受けた日から15日以内に保証人2人連署の誓約書を提出しなければならない。

- 2 前項の保証人の中1人は、本人の父母兄弟またはこれに代わる者とする。
- 3 徳島新聞社会文化事業団もしくはキョーエイ社会福祉事業団が適当でないと思えたときは、保証人を変更させることができる。

第7条（奨学金の額と返済義務）

奨学生に別表のとおり、大学入学時に支度金、毎月奨学金を給与する。

種別	県別	
	県内大学奨学生	県外大学奨学生
入学支度金	30,000 円	50,000 円
月額奨学金	35,000 円	65,000 円

2 支度金ならびに奨学金は給与するものとし、受給者には返済の義務はない。

大学卒業後の就職についても本人の意志を拘束しない。

第8条（奨学金の額の変更）

特別の事情があるときは、奨学金の額を変更することがある。

第9条（給与の期間）

奨学金の給与期間は、大学入学から4年間とする（ただし、医歯薬・獣医学部等の六年制は6年間とする）。

2 奨学生が在学する学校が1カ月以上継続して正規の授業が行われていないと認められる場合、または1カ月以上継続して臨時に休業した場合は、当該状況の継続する期間奨学金を給与しない。

第10条（給与の方法）

支度金は大学入学時に給与し、奨学金は毎月一定日に給与するものとし、特別の事情があるときは、2カ月以上合わせて給与することができる。

2 支度金ならびに奨学金は、直接本人に給与するものとし、これができない場合は、適切にして確実な方法で給与する。

第11条（奨学金受領書の提出）

奨学金の給与を受けた奨学生は、そのつど、ただちに奨学金受領書を代表理事あてに提出しなければならない。

第12条（他の奨学金との重複給付）

本事業団の奨学金の給与中は、他の育英会の奨学金と重複して給付を受けることはできない。ただし、貸与型の奨学金は重複して受けることができる。

第13条（奨学金の休止、停止）

奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の給与を休止する。

2 奨学生の学業または性行などの状況により、補導上必要であると認めたときは奨学金の給与を停止し、または奨学金の給与期間を短縮することができる。

第14条（奨学金の打ち切り）

奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の給与を打ち切ることができる。

(1) 傷病などのために修業の見込みがないとき。

- (2) 学業成績または性行が不良になったとき。
- (3) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- (4) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (5) 奨学金の使用用途が適当でないとき。
- (6) 休学、転校、転学部もしくは退学したとき、または長期にわたって正当な理由なくして欠席しようとするとき。
- (7) 第 14, 15 条の報告、届け出義務を怠ったとき。
- (8) その他第 2 条の定める奨学生の資格を失ったとき。

第 15 条（学業成績および生活状況報告書）

奨学生は毎学年末、学業成績証明書を、また生活状況報告書を毎月末に、代表理事に提出しなければならない。

第 16 条（届け出義務）

奨学生は、次の各号の一に該当するときは、迅速に代表理事あてに届け出なければならない。ただし本人が疾病などのため届け出ることができないときは保証人または家族が届け出なければならない。

- (1) 傷病その他の事故により 6 カ月以上欠席するとき。
- (2) 休学、復学、転学および転科または退学したとき。
- (3) 停学その他処分を受けたとき、または刑事事件で起訴されたとき。
- (4) 第 8 条第 2 項に該当すると認められる状況が起こったとき。
- (5) 保証人を変更したとき。
- (6) 本人、保証人および家族の身上、住所、その他重要な事項に異動のあったとき。
- (7) その他本事業団が本人、保証人または家族に対して届け出、または報告を求めたとき。

第 17 条（奨学金の復活）

第 12 条の規定により奨学金の休止または停止された者が、その事由が解消したことを、在学学校長が証する書類を添えて願い出たときは、奨学金の給与を復活することがある。

第 18 条（奨学金の辞退）

奨学生は、いつでも奨学金の給与を辞退することができる。

第 19 条（規程の改廃） 次の各号の一に該当し、本事業団が必要と認めたときは、この規程の全部または一部を改廃することができる。

- (1) 経済事情の著しい変動があったとき。
- (2) 日本学生支援機構（旧日本育英会）その他法制上の取り扱いに重要な変化があったとき。
- (3) 本事業団運営上、やむを得ない必要があるとき。
- (4) その他前各号の一に準じ、とくに必要あるとき。

第 20 条（実施細目）

この規程の実施について必要事項は代表理事が決定する。

第 21 条

この規程は 1973（昭和 48）年 5 月 28 日から実施する。

1977（昭和 52）年 5 月改正

1990（平成 2）年 6 月改正

1992（平成 4）年 4 月改正

1995（平成 7）年 4 月改正

1996（平成 8）年 4 月改正

1997（平成 9）年 4 月改正

1998（平成 10）年 4 月改正

2012（平成 24）年 4 月改正

2014（平成 26）年 4 月改正

2019（平成 31）年 4 月改正

2022（令和 4）年 4 月改正

徳島新聞奨学生キョーエイ奨学生

実施要領

徳島新聞社会文化事業団奨学金給与規程第 19 条に基づきこれを定める。

第1 募集概要

[1] 募集の趣旨

徳島県人子弟であって、大学に在学し、学業・人物ともに優れ、品行方正な学生に学資を給与し、社会有用な人材を育成することを目的とする。この奨学金は給与するもので、受給者には返済の義務はない。卒業後の就職について何ら本人の意志を拘束するものでなく、本人の自由とする。

[2] 出願資格

徳島県内に住所を有する（住民登録 5 年以上を経過した）者の子弟で、国籍は日本に限る。来年 4 月に大学に進学する希望と意欲を持ち、学業ならびに人物が優秀で、本事業団が学資の給与が必要と認められる下記該当者。

- (1) 来年 3 月高等学校卒業予定の者。
- (2) 過去に高等学校を卒業した者（ただし大学へ入学した者は除く）。
- (3) 国の「高校卒業程度認定試験」に合格した者（ただし大学に入学した者は除く）。

また本年度において検定合格見込みの者。

[3] 給与する奨学金

奨学生に別表のとおり、大学入学時に支度金、毎月奨学金を給与する。

種別	県別	
	県内大学奨学生	県外大学奨学生
支度金	30,000 円	50,000 円
奨学金	35,000 円	65,000 円

(注) イ. 県内大学奨学生，県外大学奨学生の別をあらかじめ応募のとき明記すること。

ロ. 給与期間は来年4月から4年間（ただし，六年制大学は6年間支給）とする。

ハ. 本事業団の奨学金は他の育英会の奨学金と重複して支給を受けることはできない。（他の育英会の奨学金の支給が決定後，本事業団の奨学生に決定したときは，他の育英会の奨学金の給付を辞退しなければならない）。ただし，貸与型の奨学金とは重複して受けることは可能。

ニ. 志望大学は，国，公立，私立（夜間を除く）の別は問わないが，学校教育法による四年制の大学の学部に限る（このうち医・歯・薬学部と獣医学部の六年制は6年間支給する）。ただし農水省水産大学，防衛大学校，海上保安大学など政府系各種大学は対象となる。

[4] 出願，推薦および選考

1. 出願に際しては次の書類を提出すること。

- (1) 奨学生願書（写真を貼る）と別に受験票用写真1枚（3センチ×4センチ）
- (2) 現在または最近在学した学校長の推薦調書
- (3) 本人自筆の履歴書（写真不要）
- (4) 住民票謄本（住民票は保護者のもの）
- (5) 保護者の収入等に関する証明書類（6月1日以降に市，町，村が発行する前年の収入証明書，もしくは給与所得者は事業所が発行する前年の源泉徴収票必要）
- (6) その他本事業団がとくに提出を求めたもの

(注) イ. 願書ならびに推薦調書は本事業団所定の用紙を使用すること。

ロ．保護者の収入等に関する証明書類は、6月1日以降に市町村が発行する前年の証明書でよい。給与所得者は、勤務する事業所の発行する前年の源泉徴収票も提出すること。

ハ．上記書類の提出要領および提出期日は本事業団の指示によること。

ニ．写真は願書に添付の分と受験票用の計2枚必要。いずれも上半身、無帽で縦4センチ、横3センチ以内とする。

2. 県内・県外大学奨学生ごとに定員を設ける。また専門高校から進学する者の「枠」を設ける。
3. 本事業団では「奨学生選考委員会」で、いずれも第1次審査として書類選考された者に第2次審査として学力試験（英語、数学、国語〈作文含む〉の筆記試験）を行う、これに合格した者に第3次審査として面接選考を行い、奨学生予定者を決定する。学力、面接試験の日時等詳細は、本事業団の指示によること。
4. 奨学生予定者（補欠を含む）が決定したときは、本人および推薦学校長に通知する。

[5] 正式決定の手続き

1. 奨学生予定者は、大学入学決定後、本事業団の奨学金給与規程に定める手続きを行い、正式に奨学生に決定し、これを本人に通知するものとする。
2. 正式決定の通知を受けた奨学生は、保証人2人連署の誓約書を提出し入学支度金ならびに奨学金の給与が開始される。
3. 期日内に奨学生予定者から本事業団奨学金給与規程の定める手続きが行われないときは、奨学生予定者の資格を失う。

第2 奨学生推薦基準

この実施要領は、推薦基準の適用についてその要領を示したもので、推薦基準を適用するときは、すべてこの実施要領によるものとする。

1. 推薦方針について

推薦にあたっては、本事業団の奨学生給与規程の趣旨に合致する「特に優秀」と認められる者に対象を限定して推薦するものとする。

2. 推薦基準について

(1) 人物について

イ。「態度・行動が学徒にふさわしく」とは、校内外の生活を通じて、規律を重んじ、向学心に富み、道徳的悪傾向（虚偽，利己，放縦，怠惰，無責任など）がないと認められることを意味する。

ロ。「社会有用の人材」とは、一般的意味のほか、社会人として責任を全うし、いずれの職場においても歓迎される有為な人物であることを意味する。

ハ。人物については、担当教師などによる面接所見，その他学校における諸記録などを参考にして総合的に判定する。

(2) 学力について

高等学校における学習成績は，全履修科目で平均した値が4（小数第2位で四捨五入）以上であることが望ましい。

(3) 家計について

とくに当事業団の内規で年収制限（夫婦共働きは合算）は設けませんが，真に経済背景に困っている者を対象とする。

第3 奨学生願書および奨学生推薦調書の作成

1. 奨学生願書

(1) 願書については，本人が原則として作成するものであるが，事務担当教師が正しく記入されているかどうかを点検して「高等学校担当者検印」欄に押印すること。

(2) 記入もれ・判読困難などの不備のある願書は，判定資料を欠くものとして選考から除外することがある。

(3) 採用が決定しても記入内容が故意に事実と相違していることが判明したときは，採用を取り消すことがある。

(4) 出願者の記入した事項を点検して，記入事項に誤りのあるときは出願者に訂正させた上，訂正印を押印させるか，または点検者が朱書き訂正すること。

- (5) 「大学進学後の生活費とその見通し」は、本事業団の奨学金給与を受けるとして、その不足金をどのように補充するかなど具体的に金額で示して説明すること。
- (6) 「奨学金給付を希望する理由」は、出願者の進学校選定の理由を含めて率直に記入すること。
- (7) 願書の保証人は父母兄弟またはこれに代わる者とする。

2. 奨学生推薦調書

- (1) 下記事項に留意して高等学校指導要領により記入すること。
 - イ. 「高等学校における学習の記録」は、各学年ごとに履修科目の数を評定別に数字でそれぞれ記入すること。
 - ロ. 「学習所見」は、成績、態度、進歩の状況、成績見込みなどについて記入すること。
 - ハ. 「人物所見」は人物、クラブ活動、学校生活、家庭の状況などについて記入すること。
 - ニ. 「推薦の理由」は特に優れているところ、長所など性格面も含めて記入すること。
- (2) 推薦調書を作成した担当教師は認印を推薦調書の所定欄に押印すること。
- (3) 学校長による推薦

奨学生志望者は、連帯保証人と連署した奨学生願書を学校長に提出し、学校長の推薦を受けることになっているので、推薦年月日の記入もれ、学校長氏名の記入もれ、職印もれのないように注意すること。

3. 出願時の志望コースについて

- (1) 本事業団の奨学生志望者は、県内大学と県外大学の2コースに分けて選考、採用されるので、願書にはいずれかを選ぶこと（複数コースを選ぶことはできない）。
- (2) 県内大学奨学生、県外大学奨学生の別は、出願後の変更は原則としてできないが、奨学生予定者や補欠者が決定後に第一志望を県外大学から県

内大学に変更した場合のみ変更を認める。その他は内定，補欠の決定を無効とする。

- (3) 専門高校の奨学生志望者は，願書で「専門高校枠」を選ぶこと。
- 4. お身体の不自由な方受験の際に教室や受験方法に配慮が必要な場合は，事前に連絡すること。

公益財団法人徳島新聞社会文化事業団
公益財団法人キョーエイ社会福祉事業団

奨学生選考手続き

公益財団法人徳島新聞社会文化事業団奨学金給与規程第4条に規定する奨学生の選考は次の手続きによる。

- (1) 公益財団法人徳島新聞社会文化事業団代表理事は、毎年度奨学生募集前に、次の各号に掲げる者のうちから、選考委員を委嘱する。
 - イ. この法人の役員。
 - ロ. この法人の目的に深い理解を有する学識経験者。
- (2) 選考委員の数は、8人以上15人以内とする。
- (3) 選考委員は、選考委員会を構成し、奨学生の審査選考を行うものとする。
- (4) 選考委員会の委員長は代表理事がこれにあたる。代表理事事故あるときは
 - (1)のイの選考委員が代行する。
- (5) 選考委員会は、奨学生志望者について第1次審査として書類選考を行い第2次審査として学力試験を実施。若干人を選考して第3次審査の面接選考を行う。
- (6) 選考委員会は、学力試験を実施するため学力審査委員を委嘱することができる。
- (7) 学力試験は、英語、数学、国語（作文含む）の3科目について実施する。
- (8) 選考委員会の委員長は、選考委員会の議を経て県内、県外大学の2コースに分け、奨学生予定者のほか補欠者に順位をつけて決定するものとする。
- (9) 専門高校から進学する者には「専門高校枠」コースを設ける。学力試験は同一とし、作文は別の内容とする。

- (10) 代表理事は、奨学生予定者が決定したとき、奨学生として内定した旨、本人および推薦した高等学校の長に通知するものとする。
- (11) 代表理事は、奨学生予定者が大学に合格したとき、すみやかに奨学生として正式決定した旨本人に通知するものとする。
- (12) 代表理事は、奨学生予定者が大学に合格しなかったとき、すみやかに奨学生予定者に内定取り消しの通知を行い、大学入学試験に合格した上順位の奨学生補欠に奨学生として正式決定した旨、本人に通知するものとする。
- (13) 代表理事は、決定した奨学生のうち、3名を速やかにキョーエイ社会福祉事業団に推薦するものとする。

本年度徳島新聞奨学生選考委員委嘱者

選考委員は、本事業団理事のほか、学識経験者として次のとおり選考委員を委嘱する。

徳島県教育委員会	教 育 長
徳島県立総合教育センター	総合教育センター 一 所 長
徳島県高等学校長協会	会 長
〃	副 会 長
〃	副 会 長
〃	副 会 長
徳島県私立中学高等学校連合会	会 長

徳島ハート奨学金給与規程

第一章 総 則

第1条（規程の目的）

徳島県人子弟であって、将来に大きな夢や目標を抱きながらも経済的理由から進学を断念せざるを得ない高校生等に対し、大学や専門学校に入学する際の支度金を助成・支援し、青少年の健全な育成と社会有用な人材の育成に寄与することを目的とする。

第2条（奨学生の資格）

この奨学金の給与を受けようとする者は下記の項目をすべて満たすことを条件とする。

- (1) 本人および母親とも徳島県在住の母子家庭であり、進学に関して経済的に困難な公立高校の生徒（定時制、通信制含む）や支援学校生、高卒認定試験合格者またそれら高校の卒業生。
- (2) 学校長または親族以外の者の推薦を受けることができる品行方正な者。
- (3) 学校活動やクラブ活動に熱心な者もしくは家事手伝い等に熱心で家庭を支えている者。
- (4) 夢や目標を持ち、それを叶えるための意欲と行動力があり、将来、社会への貢献を希望している者。
- (5) 学資の給与が特に必要と認められる者。

第二章 奨学生の決定および奨学金の給与

第3条（願書の提出）

奨学生志願者は次の書類を提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書（写真を貼る）と別に受験票用写真1枚（3センチ×4センチ）

- (2) 現在または最近在学した学校長等の推薦調書
- (3) 本人自筆の履歴書
- (4) 住民票謄本（住民票は保護者のもの）
- (5) 保護者の収入証明書類
- (6) その他本事業団が、とくに提出を求めたもの

第4条（奨学生の決定）

奨学生の決定は、各年度の事業計画に基づき、理事および学識経験者若干人をもって構成する奨学生選考委員会の選考を経て、奨学生志願者の中から奨学生予定者を決定し、本人および前条の高等学校長に通知するものとする。

- 2 奨学生予定者となった者は、所定の期日までに大学に入学したことを証する書類を本事業団あてに提出しなければならない。
- 3 本事業団は、前項の書類の提出を受けて、当該奨学生予定者を奨学生として正式に決定するものとし、これを本人に通知するものとする。

第5条（誓約書の提出）

奨学生として決定された者は、前条の通知を受けた日から15日以内に保証人2人連署の誓約書を提出しなければならない。

- 2 前項の保証人の中1人は、本人の母兄姉またはこれに代わる者とする。
- 3 本事業団が適当でないと認めたときは、保証人を変更させることができる。

第6条（奨学金の定員・額と返済義務）

イ. 奨学生に別表のとおり、支度金を給与する。

定員	入学支度金
7～8人	各500,000円

ロ. この支度金は給与するものとし、受給者には返済の義務はない。大学卒業後の就職についても本人の意志を拘束しない。

第7条（奨学金の額の変更）

特別の事情があるときは、奨学金の額を変更することがある。

第8条（給与の方法）

奨学金は大学等入学前に給付する。

- 2 奨学金は、直接本人に給与するものとし、これができない場合は、適切にして確実な方法によることとする。

第9条（奨学金受領書の提出）

支度金の給与を受けた奨学生は、ただちに奨学金受領書を代表理事あてに提出しなければならない。

第10条（資格の喪失）

私立大学の医学部、歯学部、獣医学部に入学する場合は資格を失う。

第11条（他の奨学金との重複給付）

他の育英会の奨学金について貸与型、給与型のいかんを問わず重複して給付を受けることができる。

第12条（奨学金の返還）

- イ. 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の返還を求めることができる。
- ロ. 奨学生の学業または性行などの状況により、補導上必要であると認めるときは奨学金の返還を求めることができる。

第13条（学業成績および生活状況報告書）

奨学生は毎学年末、学業成績証明書、生活状況報告書を当事業団に提出しなければならない。

第14条（届け出義務）

奨学生は、次の各号の一に該当するときは、迅速に当事業団あてに届け出なければならない。ただし本人が疾病などのため届け出ることができないときは保証人または家族が届け出なければならない。

- (1) 傷病その他の事故により6カ月以上欠席するとき。
- (2) 休学、復学、転学および転科または退学したとき。

- (3) 停学その他処分を受けたとき，または刑事事件で起訴されたとき。
- (4) 保証人を変更したとき。
- (5) 本人，保証人および家族の身上，住所，その他重要な事項に異動のあったとき。
- (6) その他本事業団が本人，保証人または家族に対して届け出，または報告を求めたとき。

第 15 条（奨学金の辞退）

奨学生は，いつでも奨学金の給与を辞退することができる。

第 16 条（規程の改廃）

次の各号の一に該当し，本事業団が必要と認めたときは，この規程を全部または一部を改廃することができる。

- (1) 経済事情の著しい変動があったとき。
- (2) 日本学生支援機構（旧日本育英会）その他法制上の取り扱いに重要な変化があったとき。
- (3) 本事業団運営上，やむを得ない必要があるとき。
- (4) その他前各号の一に準じ，とくに必要あるとき。

第 17 条（実施要領と細目）

この規程の実施について実施要領を別に定め，必要事項は本事業団代表理事が決定する。

徳島ハート奨学生

実施要領

徳島新聞社会文化事業団奨学金給与規程第 19 条に基づきこれを定める。

第 1 募集概要

[1] 募集の趣旨

徳島県人子弟であって、将来に大きな夢や目標を抱きながらも経済的理由から進学を断念せざるを得ない高校生等に対し、大学や専門学校に入学する際の支度金を助成・支援し、青少年の健全な育成と社会有用な人材の育成に寄与することを目的とする。

[2] 出願資格

徳島県内に住所を有する（住民登録 5 年以上を経過した）者の子弟で、国籍は日本に限る。来年 4 月に大学に進学する希望と意欲を持ち、学業ならびに人物が優秀で、本事業団が学資の給与が必要と認められる下記該当者。

- (1) 来年 3 月、公立高等学校卒業予定の者。
- (2) 過去に公立高等学校を卒業した者（ただし大学へ入学した者は除く）。
- (3) 国の「高校卒業程度認定試験」に合格した者（ただし大学に入学した者は除く）。

また本年度において検定合格見込みの者。

[3] 給与する奨学金

- イ. 奨学生には、入学支度金として 500,000 円を給与する。
- ロ. 本事業団の奨学金は他の育英会の奨学金と重複して支給を受けることができる。
- ハ. 志望大学は、国、公立、私立（夜間を除く）の別は問わないが、学校教育法による四年制の大学の学部に限る。ただし農水省水産

大学，防衛大学校，海上保安大学など政府系各種大学は対象となる。

[4] 出願，推薦および選考

1. 出願に際しては次の書類を提出すること。

- (1) 奨学生願書（写真を貼る）と別に受験票用写真1枚（3センチ×4センチ）
- (2) 現在または最近在学した学校長の推薦調書
- (3) 本人自筆の履歴書（写真不要）
- (4) 住民票謄本（住民票は保護者のもの）
- (5) 保護者の収入等に関する証明書類（6月1日以降に市，町，村が発行する前年の収入証明書，もしくは給与所得者は事業所の発行する前年の源泉徴収票必要）
- (6) その他本事業団がとくに提出を求めたもの

（注）イ．願書ならびに推薦調書は本事業団所定の用紙を使用すること。

ロ．保護者の収入等に関する証明書類は，6月1日以降に市町村が発行する前年の証明書でよい。給与所得者は，勤務する事業所の発行する前年の源泉徴収票を提出すること。

ハ．上記書類の提出要領および提出期日は本事業団の指示によること。

ニ．写真は願書に添付の分と受験票用の計2枚必要。いずれも上半身，無帽で縦4センチ，横3センチ以内とします。

2. 本事業団では「奨学生選考委員会」で，第1次審査として書類選考された者に第2次審査として作文・面接試験を行う。これにより奨学生予定者を決定する。

3. 奨学生予定者（補欠を含む）が決定したときは，本人および推薦学校長に通知する。

[5] 正式決定の手続き

1. 奨学生予定者は、大学入学決定後、本事業団の奨学金給与規程に定める手続きを行い、正式に奨学生に決定し、これを本人に通知するものとする。
2. 正式決定の通知を受けた奨学生は、保証人2人連署の誓約書を提出する。
3. 期日内に奨学生予定者から本事業団奨学金給与規程の定める手続きが行われないときは、奨学生予定者の資格を失う。

第2 奨学生推薦基準

この実施要領は、推薦基準の適用についてその要領を示したもので、推薦基準を適用するときは、すべてこの実施要領によるものとする。

1. 推薦方針について推薦にあたっては、本事業団の奨学生給与規程の趣旨に合致する「特に優秀」と認められる者に対象を限定して推薦するものとする。
2. 推薦基準について

(1) 人物について

イ。「社会有用の人材」とは、一般的意味のほか、社会人として責任を全うし、いずれの職場においても歓迎される有為な人物であることを意味する。

ロ. 人物については、担当教師などによる面接所見、その他学校における諸記録などを参考にして総合的に判定する。

(2) 学力について

高等学校における学習成績は、全履修科目で平均した値が4（小数第2位で四捨五入）以上であることが望ましい。

(3) 家計について

とくに当事業団が定める年収制限を「昨年の収入300万円未満（税込）」とし、真に経済的に困っている者を対象とする。

第3 奨学生願書および奨学生推薦調書の作成

1. 奨学生願書

- (1) 願書については、本人が原則として作成するものであるが、事務担当教師が正しく記入されているかどうかを点検して「高等学校担当者検印」欄に押印すること。
- (2) 記入もれ・判読困難などの不備のある願書は、判定資料を欠くものとして選考から除外することがある。
- (3) 採用が決定しても記入内容が故意に事実と相違していることが判明したときは、採用を取り消すことがある。
- (4) 出願者の記入した事項を点検して、記入事項に誤りのあるときは出願者に訂正させた上、訂正印を押印させるか、または点検者が朱書き訂正すること。
- (5) 「大学進学後の生活費の見通し」は、本事業団の奨学金給与を受けるとして、その不足金をどのように補充するかなど具体的に金額で示して説明すること。
- (6) 「奨学金給付を希望する理由」は、出願者の進学校選定の理由を含めて率直に記入すること。
- (7) 願書の保証人は父母兄弟またはこれに代わる者とする。

2. 奨学生推薦調書

- (1) 下記事項に留意して高等学校指導要領により記入すること。
 - イ. 「行動と性格」は、特に優れている項目に○印を付け、趣味や特技についても記入すること。
 - ロ. 「人物所見」は人物、学習状況、学校生活、家庭の状況などについて記入すること。
 - ハ. 「推薦の理由」は特に優れているところ、長所など性格面も含めて記入すること。
- (2) 推薦調書を作成した担当教師は認印を推薦調書の所定欄に押印すること。
- (3) 学校長による推薦

奨学生志望者は、連帯保証人と連署した奨学生願書を学校長に提出し、学校長の推薦を受けることになっているので、推薦年月日の記入もれ、学校長氏名の記入もれのないように注意すること。

3. お身体の不自由な方受験の際に教室や受験方法に配慮が必要な場合は、事前に連絡すること。

徳島ハート奨学生選考手続き

徳島ハート奨学金給与規程第4条に規定する奨学生の選考は次の手続きによる。

- (1) 公益財団法人徳島新聞社会文化事業団代表理事は、毎年度奨学生募集前に、次の各号に掲げる者のうちから、選考委員を委嘱する。
 - イ. この法人の役員。
 - ロ. この法人の目的に深い理解を有する学識経験者。
- (2) 選考委員の数は、5人以上10人以内とする。
- (3) 選考委員は、選考委員会を構成し、奨学生の審査選考を行うものとする。
- (4) 選考委員会の委員長は代表理事がこれにあたる。代表理事事故あるときは
 - (1)のイの選考委員が代行する。
- (5) 選考委員会は、奨学生志望者について第1次審査として書類選考を行い、第2次審査として作文と面接選考を実施する。
- (6) 代表理事は、奨学生予定者が決定したとき、奨学生として内定した旨、本人および推薦した高等学校長などの関係者に通知するものとする。
- (7) 代表理事は、奨学生予定者が大学や専門学校に合格したとき、すみやかに奨学生として正式決定した旨本人に通知するものとする。
- (8) 代表理事は、奨学生予定者が大学等に合格しなかったとき、すみやかに奨学生予定者に内定取り消しの通知を行い、大学入学試験に合格した上順位の奨学生補欠に奨学生として正式決定した旨、本人に通知するものとする。

本年度徳島新聞奨学生選考委員委嘱者

選考委員は、本事業団理事のほか、学識経験者として次のとおり選考委員を委嘱する。

徳島県教育委員会

徳島県立総合教育センター

教育長

総合教育センター所長

徳島県高等学校長協会	会	長
徳島県母子寡婦福祉連合会	会	長
徳島県未来創生文化部こども未来応援室	室	長